

## 【資料2】

### 県議会電波媒体メディアミックス業務委託仕様書

#### I 目的

秋田県議会（以下「県議会」という。）の情報を、幅広い年代の県民にテレビ広報番組で分かりやすく紹介するとともに、インターネットメディアを組み合わせることで媒体間で連携を図ることにより、若年層にも効果的に発信する。

#### II 委託業務の内容

##### 1 テレビ広報番組の制作と納品

###### (1) 制作回数・放送時間等

年6回（隔月1回）の15分（正味14分）番組とする。

※県が別途契約する放送事業者（県内民放1局）で放送する。

※5、7、9、11、1、3月の下旬に放送予定。

###### (2) 番組内容

次の要件を満たす番組内容（番組の名称、構成等）を提案すること。

※令和6年度の放送内容を確認し、新規要素、継続要素の必要性も勘案の上、提案すること。

<参考 URL 令和6年度の放送内容>

<https://pref.akita.gsl-service.net/doc/2018042600049/>

<要件>

- ・ 県議会の活動について、本会議や委員会調査の様子を中心に、映像、音声、ナレーション、フリップ等を使い、県民に分かりやすく解説すること。
- ・ 幅広い年代に対し、魅力ある内容となるよう、構成・演出を工夫すること。
- ・ インターネットメディアでも発信することを前提に、明るく親しみやすい内容となるよう構成・演出を工夫すること。
- ・ 主なテーマは次表のとおりとし、各回、テーマに沿った内容となるよう撮影や取材を行うこと。

放送回	主なテーマ	撮影予定日数
第1回	・ 県議会についての解説 ・ 正副議長の紹介、委員会の委員紹介	正副議長インタビュー 1日 ナビゲーターの顔出し撮影等 0.5日 計 1.5日
第2回	・ 6月議会の概要 ・ 一般質問登壇者へのインタビュー	本会議（一般質問）・インタビュー 3日 本会議（採決） 0.5日 ナビゲーターの顔出し撮影等 0.5日 計 4日
第3回	・ 常任委員会の県内調査	県内調査（1日×6委員会） 6日 ナビゲーターの顔出し撮影等 0.5日 計 6.5日

第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会（9月議会、10月議会）の概要</li> <li>一般質問登壇者へのインタビュー</li> </ul>	本会議（一般質問）・インタビュー 3日 本会議（採決） 0.5日 決算特別委員会 1日 ナビゲーターの顔出し撮影等 0.5日 計 5日
第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会（12月議会）の概要</li> <li>一般質問登壇者へのインタビュー</li> </ul>	本会議（一般質問）・インタビュー 4日 本会議（採決） 0.5日 決算特別委員会 1日 ナビゲーターの顔出し撮影等 0.5日 計 5日
第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会（2月議会）の概要</li> <li>代表・一般質問登壇者へのインタビュー</li> </ul>	本会議（一般質問）・インタビュー 3日 ナビゲーターの顔出し撮影等 0.5日 計 3.5日
		合計 25.5日

※テーマや撮影日数に変更がある場合は、別途協議する。

- ・ 県議会からのお知らせを、ナレーション・フリップ等を使い、30秒程度で県民に分かりやすく解説すること。
- ・ 永年勤続功労者について、表彰式の様子を撮影し、直近の放送回で紹介すること（予定時期等は次表のとおり）。

表彰式の予定時期	表彰者数	撮影予定日数
4月下旬～5月下旬	勤続25年以上 1名	表彰式（議場） 0.5日 計 0.5日
11月中旬	勤続10年以上 7名	表彰式（県正庁） 0.5日 計 0.5日
		合計 1日

※時期や撮影日数に変更がある場合は、別途協議する。

- ・ ナレーションやフリップ等の文章は、平易な表現を用いること。
- ・ 映像に挿入するテロップは明るく見やすいデザインにすること。
- ・ 台本は受託者側で作成すること。
- ・ 制作内容の整合性を適切に確認するとともに、スケジュール管理を適切に行うこと。

#### (4) 付加情報

手話通訳の映像を挿入すること。

※手話通訳者の手配、手話通訳者への旅費支給、撮影場所の確保は県が行う。

※その他、手話の撮影に係る経費については、受託者が負担すること（撮影予定日数は次表のとおり）。

放送回	撮影予定日数
第1回～第6回	手話 0.5日×6回＝3日

(5) 放送名義

次のとおりとする。

企画・制作：秋田県

(6) テレビCM用動画

番組の日時や内容を周知する15秒CMを制作すること。

※放送期間は番組放送直前の1週間を予定。

(7) 映像データの納品

次表のとおり納品すること。

納品先	納品データ・形式		内容	数量	期日
民放事業者 (県内1局)	XDCAM ディスク	民放事業者が指 定する形式	番組宣伝CM 番組映像全編	各1	民間事業者が指定する期日 ※原則放送3日前(土日祝日を除く)
県(議会事務局)	映像データ	mp4	番組映像全編 (YouTube掲載用)	1	民放事業者への納品から3日以内
	DVD	DVD- Video形式	番組映像全編 (図書室配架用)	1	民放での放送終了後10日以内
	DVD	DVD- Video形式	番組映像全編 (市町村送付用)	5	民放での放送終了後10日以内
ケーブルテレビ (県内3局)	映像データ	MXF	番組映像全編	各1	民放事業者への納品から3日以内

留意事項

- ・ 令和8年3月放送分の納品期日は、上記の期日又は令和8年3月31日のいずれか早い日とする。
- ・ 録画用DVDは県が提供する。
- ・ 映像データの納品(編集、データ送信)に掛かる経費は受託者の負担とする。
- ・ データ形式や納品数に変更がある場合は、別途協議する。
- ・ 市町村送付用DVDについては、期限の定めがある「インフォメーション」を削除編集して納品すること。

2 YouTube広告の実施と効果測定等

(1) 広告の実施

- ・ 1で制作した番組を活用(必要に応じて分割・編集)し、県議会YouTubeチャンネルに掲載の上、YouTube広告を実施すること。
- ・ その他、効果的なウェブ・SNS広告媒体があれば提案し、県が認めた場合はこれを実施すること。
- ・ 秋田県在住の若年者層(10~20代)を主なターゲットとし、効果的な発信を行うこと。
- ・ 広告の誘導先は、県議会YouTubeチャンネルや県議会ウェブサイト等、県が指定するコンテンツとすること。
- ・ 広告の配信期間は、テレビ広報番組の第1回~第5回の各回の放送終了後から次の回の放送までの間とし、適切な期間を提案すること。

## (2) 映像データの納品

次表のとおり納品すること。

納品先	納品データ・形式		内容	数量	期日	備考
県（議会事務局）	映像データ	mp4	広告配信用動画一式	各1	民放での放送終了後 10日以内	令和8年3月テレビ放送分を除く

### 留意事項

- 映像データの納品（編集、データ送信）に掛かる経費は受託者の負担とする。

## (3) 目標設定

- クリック重視の運用とし、広告表示回数と動画総視聴回数について、妥当な目標値を提案すること。
- 上記の目標を達成するように出稿回数を提案すること。

## (4) 効果測定と報告書の提出

- 広告の運用状況と分析結果をまとめた報告書（以下「運用状況・分析結果報告書」という。）を配信終了後14日以内に提出すること。ただし、第5回分については、委託期間内において県が指定する期日までに提出すること。
- 運用方法等に課題があると判断した場合は、速やかに改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。

## Ⅲ 事業完了報告時における提出書類

(1) 本業務完了後、速やかに完了報告書と併せて次のものを提出すること。

- Ⅱの1により制作した秋田県議会テレビ広報番組、番組宣伝CMの一覧表（PDFデータ）
- Ⅱの2により実施したYouTube広告等の総合的な運用状況・分析結果報告（PDFデータ）
- その他県が必要と認める事項に関する報告（※独自提案に基づき実施したもの等）

## Ⅳ 契約に関する条件等

### 1 再委託等

- 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、再委託金額、再委託する理由を事前に書面により提出して県の承認を得ること。
- 受託者は、(2)により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有する者の中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

### 2 業務の履行に関する措置

- 別紙の標準業務工程に従って履行すること。
- 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- 受託者は、(2)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

### 3 権利の帰属等

- (1) 本業務による成果物（最終映像・投稿内容等）及び素材の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとし、秋田県議会テレビ広報番組、動画配信等で使用する音楽や画像等の素材の著作権やその他の権利については、受託者の責任でこれを処理するものとする。
- (2) 県は、受託者の承諾なしに成果物を加工・編集し、新たな資料映像を制作することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の承諾なしに、成果物及び素材を他に流用することができないものとする。
- (4) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

#### 4 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいについて善良な管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。また、契約終了後も同様とする。

#### 5 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

### V その他

- (1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項等については、必要の都度、受託者と県が打合せを行いながら進めることとする。
- (2) 取材（映像の撮影を含む。）については、受託者が行う。
- (3) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。

### 標準業務工程

県議会議務局		受託者
企画構成	←→ (1) 企画構成	(1) 企画構成 ・県議会議務局と協議の上、企画構成を決定する。
打ち合わせ	←→ (2) 台本の作成	(2) 台本の作成 ・企画構成を基本としながら、資料及び打ち合わせを基に台本案を作成する。
調整	←→ (3) 撮影・取材先の確認	(3) 撮影・取材先の確認 ・撮影・取材先の確認及び調整を行う。
進行管理、 連絡・調整	(4) 撮影・取材の実施	(4) 撮影・取材の実施 ・撮影・取材は受託者が責任を持って対応することとするが、県議会議務局も立ち会うものとする。
	(5) 編集	
内容最終確認	←→ (6) 内容の確認・調整	(6) 県議会議務局等との確認作業（放送日の2、3週間前） ・編集後の映像について県議会議務局の確認を受ける。
成果品受領	←→ (7) テレビ広報番組の 映像データ納品	(7) テレビ広報番組の映像データ納品 ・完成した映像を民間放送事業者へ納品する（原則、放送日3日前（土日祝日を除く））。 ・民間放送事業者への搬入から3日以内に県、県内ケーブルテレビ局3社へデータを納品（県にはDVDでも納品）する。
内容最終確認	←→ (8) 広告配信用動画の 制作、YouTube 広 告等の実施	(8) YouTube 広告等の実施 ・番組を活用して広告配信用動画を制作し、県議会議務局の確認を受ける。完成した映像データを県に納品する。 ・県議会公式チャンネルへ広告配信用動画をアップロードし、YouTube 広告等を実施する。
成果品受領		
完了確認	←→ (9) 広告のモニタリング	(9) 広告結果報告 ・広告の運用状況と分析結果を県議会議務局へ報告する。

